

<課題研究論文>

《新学習指導要領への対応—学校教育における実践的課題—》

新学習指導要領への対応—学校教育における実践的課題—

特別活動の観点から

獨協大学国際教養学部

安井一郎

1. はじめに

2008（平成20）年3月に改訂された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領は、それぞれ2011（平成23）年4月、2012（平成24）年4月から全面実施される。また2009（平成21）年3月に改訂された高等学校学習指導要領は、2013（平成25）年4月から学年進行で実施される（以下、新学習指導要領）。小・中の特別活動は、全面実施に先立ち、総則、道徳、総合的な学習の時間とともに、2009年4月より先行実施されている（高校では、2010（平成22）年4月より実施される）。新学習指導要領は、現行学習指導要領の「生きる力」の育成という理念を継承、発展させるとともに、「知識基盤社会」に生きる子どもたちが直面すると予想される生活上の諸課題への積極的な対応を図ることを目的としている。

新学習指導要領の理念は、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和によって実現される。2008年1月に発表された中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（以下、中教審答申2008）では、「確かな学力」については、OECDのPISA調査や文部科学省の全国学力・学習状況調査等の結果に基づいて、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲を要素とする学力モデルと、それらを育成するための学習課題が提示された。しかし、「確かな学力」は、「豊かな心」と「健やかな体」に支えられなければ実生活において十分に機能することはできない。子どもたちの豊かな心や健やかな体の指導の充実については、「自分に自信がもてず、将来や人間関係に不安を感じているといった子どもたちの現状を踏まえると、子どもたちに、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせる必要がある」、「現実から逃避したり、今の自分さえよければ良いといった『閉じた個』ではなく、自己と対話を重ね自分自身を深めつつ、他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で生きるという自制を伴った『開かれた個』が重要である」と指摘されている¹⁾。ここで言う「開かれた個」とは、他者、社会、自然・環境との共感的関係の形成を保障する生活の場において、「私が私であり、あなたがあなたであり、私たちが私たちであること自体に生きる意味と価値があり、それで大丈夫」（I am OK, You are OK, We are OK）という文化を育む過程を通して実現されることが必要である。学校教育における特別活動の存在意義は、学校をこのような文化を形成する生活の場として機能することにより、子どもたちの人間形成を保障することにある。本稿では、以上の観点から、新学習指導要領における特別活動の改訂の要点、及びその実践的課題について考察することを目的とする。

2. 特別活動改善の基本方針

中教審答申 2008 では、小・中・高等学校における従来の特別活動の実践や学習指導要領における特別活動の目標・内容の記述に関する課題として、以下の 5 点を指摘している²⁾。

- ・特別活動の充実は学校生活の満足度や楽しさと深くかかわっているが、他方、それらが子どもたちの資質や能力の育成に十分つながっていない状況も指摘されている。
- ・学校段階の接続の問題としては、小 1 プロブレム、中 1 ギャップなど集団への適応にかかわる問題が指摘されている。
- ・情報化、都市化、少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、生活体験の不足や人間関係の希薄化、集団のために働く意欲や生活上の諸問題を話し合って解決する力の不足、規範意識の低下などが顕著になっており、好ましい人間関係を築けないことや、望ましい集団活動を通した社会性の育成が不十分な状況も見られる。
- ・特別活動について、全体の目標は示しているが、各内容ごとの目標は示していない。このため、活動を通して何を育てるかが明確でないことや、総合的な学習の時間などとの教育活動の重なりも指摘されている。
- ・特別活動の中でも、その基盤的な役割を担う学級活動やホームルーム活動の内容については、小学校では 6 年間を通じた活動内容をまとめて示しているため、発達や学年の課題に対応した適切な活動が行われにくいという指摘がある。また、中学校や高等学校では、内容が網羅的になっているため、重点を置きたい内容の指導に力が注ぎにくいとの指摘がある。

同様の課題は、筆者らが行った共同研究「児童生徒の社会性を育てる特別活動のカリキュラム開発に関する総合的研究」においても明らかにされており³⁾、特別活動の研究者や実践者に共通する問題意識であると言ふことができる。

中教審答申 2008 では、上記の課題意識に基づき、学習指導要領における特別活動改善の基本方針として、以下の 4 点を明示している⁴⁾。

- 特別活動と道徳、総合的な学習の時間のそれぞれの役割を明確にし、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い、社会性の育成を図るという特別活動の特質を踏まえ、特によりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。また、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、目標や内容を見直す。(以下、基本方針 1)
- 特別活動の各内容のねらいと意義を明確にするため、各内容に係る活動を通して育てたい態度や能力を、特別活動の全体目標を受けて各内容の目標として示す。(以下、基本方針 2)
- 子どもの自主的、自発的な活動を一層重視するとともに、子どもの実態に適切に対応するため、発達や学年の段階や課題に即した内容を示すなどして、重点的な指導ができるようとする。その際、道徳や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図ったり、指導方法や教材を工夫したりすることが必要である。(以下、基本方針 3)
- 自分に自信がもてず、人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性の育成が不十分であったりする状況が見られたりすることから、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話合い活動、多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動を一層重

視する。

特に体験活動については、体験を通して感じたり、気付いたりしたことを振り返り、言葉でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視する。(以下、基本方針 4)

次章では、これらの基本方針が、特別活動の目標、内容、指導方法等の改善において、どのように具体化されているのかということについて、小・中・高等学校学習指導要領⁵⁾に即して確認していく(学習指導要領の文言については引用頁の表記を省略する)。なお、特別活動は、従前どおり、小学校においては学級活動、クラブ活動、児童会活動、学校行事、中学校においては学級活動、生徒会活動、学校行事、高等学校においてはホームルーム活動、生徒会活動、学校行事によって構成されている。また、特別活動の年間授業時数についても、従前どおり、学級活動・ホームルーム活動に対して 35 時間が与えられており、その他の活動については、学校裁量に任されている。

3. 特別活動の目標、内容、指導方法における主な改善点

(1) 目標

特別活動の目標は、以下の通りである。「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団〔や社会 ***〕の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己〔人間として ***〕の生き方〔在り方生き方 **〕についての考え方〔自覚 ***〕を深め、自己を生かす能力を養う。」(*は中学校、**は高校、***は中・高共通の表記、_____部は新たに加えられた文言を表す。以下同。)

特別活動の目標については、基本的には従前どおりの記述であるが、改善の基本方針 1、4に基づき、小・中・高ともに「(よりよい) 人間関係」という文言が加えられた。また、小では末尾に「自己の生き方についての考え方を深め、自己を生かす能力を養う」という表現を加え、小・中・高の目標に関して一貫性のある記述に改められた。

(2) 各活動・学校行事の目標及び内容

従来、内容としていた部分を、改善の基本方針 2に基づき、各活動・学校行事の目標及び内容に改め、特別活動全体の目標を受けて、新たに学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動、学校行事それぞれの目標と、その目標を達成するための具体的な活動内容が明示されている。

1) 学級活動・ホームルーム活動

学級活動・ホームルーム活動の目標は、以下の通りである。「学級〔ホームルーム **〕活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級〔ホームルーム **〕や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。」基本方針 1、4を踏まえ、「望ましい人間関係を形成」、「学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画」という文言が明記されていることに注目する必要がある。

学級活動・ホームルーム活動の内容に関しては、小学校において、基本方針 3に基づいて、新たに 2 学年ごとにまとめた内容が示され、1・2 年では「仲良く助け合い学級生活を楽しくする」、3・4 年では「協力し合って楽しい学級生活をつくる」、5・6 年では「信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生

活をつくる」活動を行うことが求められている。また、6学年に共通する事項が、①学級や学校の生活づくり、②日常の生活や学習への適応及び健康安全にまとめられ、それぞれ「学校における多様な集団の生活の向上」、「清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解」が、新たに加えられている。中・高では、従来とほぼ同様の内容が、①学級（ホームルーム**) や学校の生活づくり、②適応と成長及び健康安全、③学業と進路にまとめられているが、②で「ボランティア活動の意義の理解と参加〔参画**〕」、「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成*」、「規律ある習慣の確立**」、③で「学ぶことと働くことの意義の理解***」等の文言の追加に今日的課題への対応を見ることができる。なお、中学校においては、選択教科に充てる授業時数が標準授業時数外となつたために「選択教科等の適切な選択」が削除されている。

学級活動・ホームルーム活動に関する以上のような改善は、「自治と文化の創造を核とする生活づくりの活動⁶⁾」である特別活動の基盤として、学級活動・ホームルーム活動が果たす役割をより明確に示したものとして評価することができる。

2) 児童会活動・生徒会活動

児童会活動・生徒会活動の目標は、以下の通りである。「児童会〔生徒会***〕を通して、望ましい人間関係を形成し、集団〔や社会***〕の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。」学級活動・ホームルーム活動と同様に、基本方針1、4を踏まえ、「望ましい人間関係を形成」、「よりよい学校生活づくりに参画」という文言が明記されていることに注目する必要がある。

児童会活動・生徒会活動の内容に関しては、やはり基本方針1、4を踏まえ、「児童会〔生徒会***〕の計画や運営」、「異年齢集団による交流」が新たに加えられ、明確化された。また、小学校では「学校行事への協力」が加えられ、中・高との一貫性が図られた。さらに、中・高では「ボランティア活動などの社会参加〔参画**〕」という表現に改められ、社会との積極的な関わりが重視されている。

児童会活動・生徒会活動に関する以上のような改善は、児童生徒による学校生活づくりの中核的な役割をより明確に示したものとして評価することができる。

3) クラブ活動

クラブ活動の目標は、以下の通りである。「クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。」学級活動・ホームルーム活動等と同様に、基本方針1、4を踏まえ、「望ましい人間関係を形成」、「よりよいクラブづくりに参画」という文言が明記されていることに注目する必要がある。

クラブ活動の内容に関しては、やはり基本方針1、4を踏まえ、「異年齢集団の交流を深め」という文言が加えられるとともに、「クラブの計画や運営」、「クラブを楽しむ活動」、「クラブの成果の発表」という具体的な活動内容が明示された。

クラブ活動に関する以上のような改善は、クラブが単なる趣味的な活動ではなく、児童による自治的活動であることを強調したものとして評価することができる。

なお、中・高のクラブ活動は、1998（平成10）年の学習指導要領改訂によって廃止され、以後、生徒が学年や学級の所属を離れ、共通の興味・関心を追求する活動は部活動のみになった。しかし、部活動は教育

課程外の活動であるため、これまで学習指導要領上では全く言及されておらず、学校教育としての位置づけや教育的価値が不明確なままとなっていたが、今回の改訂により、中・高学習指導要領の総則において、部活動に関して次のような記述が盛り込まれた。「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」これにより、従来不明確であった中・高における部活動の位置づけや教育的価値が明示されることになり、特別活動と同様の教育的効果が期待される一方で、種々の問題点が指摘されることも多かった部活動の改善に一定の効果を果たすことが期待される⁷⁾。

4) 学校行事

学校行事の目標は、以下の通りである。「学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活〔や社会生活 **〕を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。」学級活動・ホームルーム活動等と同様に、基本方針1、4を踏まえ、「望ましい人間関係を形成」、「連帯感」、「公共の精神」、「よりよい学校生活を築く」という文言が明記されていることに注目する必要がある。

学校行事の内容に関しては、5種類の行事を含むことに変化はないが、学芸的行事を文化的行事と改め、「文化や芸術に親しんだりする」という文言が加えられた。また、基本方針1、3、4を踏まえ、小学校の遠足・集団宿泊的行事に「自然の中での集団宿泊活動」、中・高の勤労生産・奉仕的行事に「職場体験*」、「就業体験 **」を例示し、それぞれ「人間関係などの集団生活の在り方」、「共に助け合って生きることの喜びを得る ***」という文言が新たに加えられ、人間関係の形成に資する体験活動としての学校行事を強調している。

学校行事の内容に関しては、一部の文言の修正、小・中・高における体験活動の重点化を除いて、従来の内容をほぼ踏襲するものである。しかし、学校行事に関しては、総則において、次のような重要な記述が見られる。「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」この記述は、1989（平成1）年の学習指導要領改訂における中・高のクラブ活動の部活動による代替措置を思い起こさせる。この時には、クラブ活動と部活動の本質の相違⁸⁾を見誤り、表面的な類似性を強調することによる安易な代替が行われ、中・高のクラブ活動の有名無実化、ひいては1998（平成10）年の改訂における中・高のクラブ活動廃止へと至る契機となった。この点については次章で、その問題点について検討することとする。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱い

今回の学習指導要領改訂においては、目標や内容の改善にとどまらず、指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、教育課程の作成とその実施に関する配慮事項を詳細かつ具体的に例示してあることに特色がある。特別活動においては、以下の点が明示されている。

1) 指導計画の作成について

①改善の基本方針 1、3 を踏まえ、「特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成」に当たり、「各教科、道徳、外国語活動（* 小のみ）及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る」ことが明記された。これは、教育課程の領域主義的固定化を克服し、機能主義的な観点からその構造化を図るという意味で、重要な指摘である。

②中・高においては、指導方針 3 を踏まえ、「特に、中学校〔高等学校 **〕入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活できるよう工夫すること」と、小・中・高の学校生活や学校文化の相違に配慮しつつ、生活づくりの一貫性を保障する生活指導的機能をもたせたものとして評価することができる。

③基本方針 1、3 を踏まえ、小・中においては、「第 1 章総則の第 1 の 2 及び第 3 章道徳の第 1 に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第 3 章道徳の第 2 に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること」、高校においては、「〔ホームルーム活動〕を中心として特別活動の全体を通じて、特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること」が求められている。特別活動における道徳教育的機能の重視は、今回の改訂における最重要事項の一つであり、次章で改めて検討することとする。

2) 内容の取扱いについて

①基本方針 1、4 を踏まえ、各活動において、「よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫する」ことが求められている。また、学校行事における体験活動の充実を図るとともに、「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表しあったりするなどの活動を充実するよう工夫すること」が求められている。後者は、今回の学習指導要領改訂のねらいの一つである言語能力の育成を図る教育活動（言語活動）の充実に資するものである。

②基本方針 1 を踏まえ、小・中の学級活動について、「学校、児童〔生徒 *〕の実態及び第 3 章道徳第 3 の 1 の (3) に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができる」と、ここでも指導計画の作成の場合と同様に、道徳教育との関連を図った指導が強調されている。

③基本方針 1、4 を踏まえ、学級活動・ホームルーム活動について、「学級経営の充実を図り（小のみ）、個々の児童〔生徒 ***〕についての理解を深め、児童〔生徒 ***〕との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにする」と、学級経営や生徒指導の機能の重視が求められている。

4. 新学習指導要領の下での特別活動の実践的課題

今回の学習指導要領改訂における特別活動の改善については、上述のように、その基本的性格や内容構成に関わる大きな変更は加えられていない。しかし、PISA 調査をはじめとする各種調査によって明らかにされた我が国の児童生徒の学力形成上の諸問題を踏まえ、中教審の議論において、「生きる力」の育成という現行学習指導要領の基本理念を継承しつつも、児童生徒の学力をその質（習得・活用・探求）と量（教科

中心の授業時数及び学習内容の増加)の両面から向上させることが強調される中で、特別活動関係者の中には、教育課程における位置づけや内容、時間数の扱い等において、重要な見直し(端的に言えば、特別活動の縮小もしくは廃止)がなされるのではないかと危惧する声があった。特別活動に関する今回の改訂は、そうした危機意識を反映し、児童生徒の人間形成における特別活動の教育的意義・役割をこれまで以上に明確、かつ積極的に示すねらいをもって行われている。すなわち、従来の特別活動の成果を評価、継承しつつも、これまでの実践の中で指摘されてきた問題点と正面から向き合い、弱点を克服するために、「すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準⁹⁾」である学習指導要領に記される特別活動の目標、内容、指導方法等に関して、基本的な理念の確認にとどまらず、児童生徒の指導にあたる教師の日常の実践に資するよう、より具体的、実践的な観点からの改善が図られている。

第一に、全体目標だけでなく、各活動の目標・内容に、「学級や学校の生活づくり」という文言が明示され、特別活動の基本的性格が、児童生徒と教師の協働による「自治と文化の創造を核とする生活づくりの活動」であることが改めて確認、強調されている。

第二に、全体目標だけでなく、各活動の目標・内容が明示されたことにより、両者の関係と役割が構造的に捉えられるようになる¹⁰⁾とともに、各活動の意義とねらいがより関連づけて捉えられるようになっている。

第三に、小・中・高の各学校段階における学校文化や生活環境の相違、その中で児童生徒が抱えている問題点や発達課題等を踏まえつつ、それぞれの指導がバラバラになったり、矛盾したりすることのないよう、一貫性のある指導ができるような配慮がなされている。

第四に、「成すことによって学ぶ」特別活動は、活動の成果もさることながら、とりわけ活動の過程の質が問われる教育活動であることを踏まえ、目標内容にとどまらず、指導計画の作成や指導方法の点においても、留意事項がより具体的に示されている。

第五に、特別活動と道徳、総合的な学習の時間との有機的関連が重視されており、教育課程の一領域として固定化するのではなく、道徳教育、学級経営、生徒指導、体験活動等の教育機能によって各領域間の相互作用を密にし、教育力を高めることが求められている。

しかし、上記の改善点に関して、それが特別活動の本質や指導観にかかわっているが故に、より慎重な検討を要する問題点も同時に含んでいることに留意する必要がある。

第一の改善点に関しては、特別活動における「生活づくり」の意味を明確にすることが求められる。とりわけ、それが誰にとって、何のための「生活づくり」なのかということを特別活動の指導に当たる各教師が正しく理解することが必要である。

第二の改善点に関しては、特別活動における各活動を並列的にとらえるのではなく、その全体構造と関連性を明確にとらえることが求められる。とりわけ、学級活動・ホームルーム活動の意味と役割、学級経営との関連を各教師が正しく理解することが必要である。

第三の改善点に関しては、各学校段階における教師が、それぞれの学校文化や生活環境の特質を正しく理解し、それらの同質性と異質性、連続性と非連続性を踏まえた指導計画が作成できるよう、校種を越えた相互交流、共同研究の機会を保障することが必要である。

第四の改善点に関しては、指導計画の作成や指導方法に関する留意点が、各学校・教師の自由な教育活動

を制限し、パターン化された指導に陥らないよう、特別活動の指導は、各学校における生活の内実に基づいて初めて成立するということを理解する必要がある。

第五の改善点に関しては、各学校において、教育課程の全体構造を明確にすること、とりわけ、特別活動と道徳、総合的な学習の時間との関連を正しく理解し、各学校に固有な生活づくりのテーマに即して各教育活動の関連づけを図ること、それぞれの教育活動が相互作用することによってその成果を高め合うような実践を行うことが必要である。

以下では、上記の問題点のうち、第一の点と第五の点について、さらに詳しく検討することとする。

(1) 特別活動における「生活づくり」の意味とは何か。

本稿第3章で検討したように、今回の学習指導要領改訂において、「生活づくり」という言葉が特別活動改善のキーワードの一つとなっている。筆者は、これまでの諸論考においても、特別活動における「生活づくり」の意味について検討してきたが、今回の改訂の意義をより深く理解するために、改めてこの点について確認しておきたい。

特別活動は、児童生徒と教師の協働によって、学級及び学校生活の充実と向上のために多様な集団を作り、共通の課題を見つけ、その課題の解決に向けて集団として取り組む実践活動である。すなわち、特別活動は、学校を彼ら自身の主体的で創造的な生活の場として創り上げる「生活づくり」の活動であり、教科等の学習が成立するための「学級や学校生活の基盤」＝学校文化の形成に重要な役割を果たす教育活動である。筆者は、このような特別活動の本質を「自治と文化の創造を核とする生活づくりの活動」と捉えている。ここで言う文化とは、一人一人の人間が今、ここに生きている過程で表現している人と人、人とのとの様々なかかわり合いの内実そのものであり、それを共有することにより、人と人とを結びつける生活の場が成り立つ。この生活づくりの過程において、他者との様々なかかわり合いを共有する体験を通して、他者に支えられている、他者を支えている、他者に必要とされている、他者の役に立っているなど、自らの「いのち」¹¹⁾を成り立たせている不可欠の要因としての人間関係の意味を実感することにより、いのちといのちをつなぐ共感的人間関係をはぐくむことができる。中教審答申2008における特別活動改善の基本方針1や基本方針4は、今日の学校教育における生活づくりの過程としての特別活動の重要性に基づいて示されたものと考えられる。

生活づくりの活動としての特別活動の教育的意義は、次の五点にまとめられる。①子どもたち一人一人にとって欠くことのできない独自の意味を有する全一的な生活の場である。②生活を他者によって与えられたものとして固定的に捉えるのではなく、自分たちの生活を自分たちの手で協働して切り開いていく自治の力を形成する場である。③一つ一つの生活の場面において新しい文化の内容が生み出されていく創造的な「いのち」の営みの場である。④子どもたち自身の主体的な活動による自己発見、自己表現、自己実現の場である。⑤すべての子どもたちの中にかけがえのない価値を見いだし、それを互いに認め合い、尊重し合う、共感的人間関係を育成する場である。

学校は、児童生徒と教師がある日ある時に出会い、様々なかかわり合いを築き、特定の時間と空間の中で生活を共有し、新たな世界への旅立ちのために別れる、といいういのちの営みが展開される場である。集団性・社会性・実践性・体験性・自主性・自治性・総合性・個性・遊戯性・非日常性・創造性・文化性という

特質を併せもつ教育活動である特別活動は、学校といいうのちの営みの場で繰り広げられる日常的な生活を、より豊かな内実をもつ文化活動として組織化する過程において、「学校を楽しく、生きる喜びに満ちた、魅力ある生活の根拠地とする」という意味を有している。この点に、「生きる力」の育成を基本理念とする今日の学校教育において特別活動の果たす役割がある。

新学習指導要領の下での特別活動の実践課題の一つは、特別活動の指導に携わるすべての教師が、上記のような観点から「生活づくり」の意味を理解し、日常の実践として具体化していくこと、子どもの「いのち」が溢れ出る場としての学校を実現することにある。

(2) 特別活動と道徳、総合的な学習の時間との関係をどのように考えるか。

今回の改訂では、改善の基本方針1、3に基づいて、特別活動と道徳、総合的な学習の時間のそれぞれの役割を明確にしたうえで、有機的な関連を図ることが求められている。このこと自体は、前述したように、教育課程の領域主義的固定化を克服するという意味で、評価することができる。しかし、そこには、「道徳の内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること」(指導計画の作成と内容の取扱い1(4))や、「総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」(総則第3の5)といった従来の学習指導要領には見られなかった記述が含まれていることに注意する必要がある。

現在の我が国の教育課程は、各教科、道徳(小・中のみ)、総合的な学習の時間、特別活動によって編成されている(小では、外国語活動が新たに加わる)が、それらの有機的な関連を図るということは、各教育活動の固有のねらいと役割を明確にし、その責務を果たすと同時に、それらの教育機能や教育効果をより一層高めるための相互作用的、相互環流的な関係が成立するような全体構造を構築することである。しかし、現在の教育課程には、そのような構造化は図られていない。むしろ、今回の改訂においては、総合的な学習の時間を各教科等と並列する形で一つの章として独立させたこと¹²⁾、各教科・領域において道徳的指導や言語活動の充実を求めており、また、各教科・領域において同様の学習方法の例示が行われていることなど、各教科・領域のよって立つ独自性や固有性を薄れさせ、曖昧にしてしまう危険性をはらんでいると言ふことができるのではないだろうか。

特別活動と道徳との関連については、特別活動における道徳教育的機能とは何かということを明確にしておく必要がある。前項で明らかにしたように、特別活動とは、児童生徒と教師の協働により、学校を彼ら自身の主体的で創造的な生活の場として創り上げる「生活づくり」の活動である。したがって、特別活動における道徳教育的機能は、児童生徒自身の日常的な生活実践の中でのみ成立するのであり、道徳の時間の延長として、それを目的として指導できるものではない。すなわち、児童生徒の生活の場において日常的に生起する人間関係や集団とのかかわり等の諸問題をよりよい生活づくりという文脈の中で一つ一つ解決していくことにより、誰もが自分らしく、安心して、支え合いながら生きてゆける I am OK, You are OK, We are OK(「私が私であり、あなたがあなたであり、私たちが私たちであること自体に生きる意味と価値があり、それで大丈夫」)という文化を育むことが、特別活動における道徳教育的機能である。そのことが、結果として、道徳の時間で学ぶ道徳的価値の意味に気付き、道徳的実践力を育むことに繋がっていく。特別活動と道徳の時間が相互環流的な構造をもつことにより、特別活動における生活づくりに価値

志向性に裏付けられた活動の意味を問い合わせる機会を与え、道徳の時間に予定調和的な約束ごとを克服する生活の具体性、現実性に直面する機会を与えることになる。特別活動と道徳は、このような視点から関連づけが図られ、実践される必要がある。

特別活動（学校行事）と総合的な学習の時間の関係については、それぞれにおける体験活動の性質の相違を明らかにすることが必要である。特別活動における体験活動は、生活実践（学習内容）としての体験を基本とするのに対して、総合的な学習の時間における体験活動は、課題解決学習の手段としての体験を基本とする。両者の質的相違を踏まえずに、表面的、形式的な類似性に着目した安易な代替は、両者の教育的意義を曖昧にし、活動の質を低下させることになる。このことは、1989年改訂時における中・高のクラブ活動の部活動による代替の結果、クラブ活動の教育的意義が見誤られ、有名無実化したことによって証明されている。両者の関連は、道徳の場合と同様に、相互環流的な構造が築かれることにより、総合的な学習の時間の学習成果を特別活動の生活づくりの課題として実践化する、また、特別活動で見いだされた生活上の課題を総合的な学習の時間におけるより高いレベルでの知的探求に還元するという場合に有効なものとなる。その意味で、両者の関連は、学校行事にとどまらない本質的な問題であることに留意する必要がある。

註

- 1) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」2008年1月17日、10、28、29頁。
- 2) 同上書、127頁。
- 3) 「児童生徒の社会性を育てる特別活動のカリキュラム開発に関する総合的研究」平成14～16年度科学研究費補助金（基盤研究(B)(1)）報告書（課題番号：14380110）研究代表者 安井一郎 2005年3月。
- 4) 中央教育審議会、前掲書、127～128頁。
- 5) 文部科学省「小学校学習指導要領」平成20年7月、東京書籍。
文部科学省「中学校学習指導要領」平成20年8月、東山書房。
文部科学省「高等学校学習指導要領」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou.pdf。
- 6) 安井一郎「学級活動と人間形成」（山口満編著『新版 特別活動と人間形成』学文社、2001年、130頁）。
- 7) 部活動の問題点とその改革については内海和雄『部活動改革－生徒主体への道－』（不昧堂出版、平成10年）を参照されたい。
- 8) クラブ活動と部活動には、活動の性質と教育的效果について共通性がある一方で、同一視することのできない本質的な相違もある。この点については、中井孝章「クラブ活動・部活動と人間形成」（山口満編著、前掲書所収）を参照されたい。
- 9) 中央教育審議会、前掲書、50頁。
- 10) 特別活動における各活動の相互関係については、安井、前掲論文6)を参照されたい。
- 11) ここで言う「いのち」とは、「すべてのものに内在していて、永々と在り続けようとする生命力であり、人としての在り方や生き方につながる人格的な生命力」（小松良子「自尊感情を持ち、よりよい生き方

を求める」(近藤卓編『いのちの教育』実業之日本社、2003年) 142頁) を意味している。

- 12) 総合的な学習の時間は、各教科・領域にまたがる横断的・総合的テーマの下で、各教科、道徳、特別活動における学習の成果を結びつけ、深め、まとめ、応用するという機能と、そこで得られた学習の成果を再び各教科等におけるより高次な学習に還元するという機能を有している。したがって、総合的な学習の時間を、各教科等と並列する一領域ととらえてはならない。その意味で、今回の改訂において、総合的な学習の時間を、独立した一章として、道徳と特別活動の間に設定したことは、総合的な学習の時間の本質を見誤らせる可能性を伴っていると考える。